

Title	独占資本主義段階における社会政策と労働力政策：1920年「労働組合法案」をめぐる
Sub Title	Social policies and labor force policies in the monopolistic stage of capitalism, as seen through their trade union acts
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.6 (1969. 6) ,p.529(1)- 550(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19690601-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占資本主義段階における 社会政策と労働力政策

—1920年「労働組合法案」をめぐる—

飯 田 鼎

1. はしがき—独占資本主義段階における社会政策論の意義
2. 独占資本主義段階における労働組合運動の日本的類型—「友愛会」の政策形成について—
3. 社会政策としての「労働組合法案」
4. むすび

(1)

一般にわれわれが、社会政策という場合、つぎの三つの概念のいずれかを意味するのを常とする。まず第1にイデオロギーとしての社会政策、すなわち社会改良思想の体系であり、第2には労働組合法、労働基準法あるいは社会保険法などのいわゆる労働問題にかかわるところの立法的措置を指すものであり、最後に、学問として、社会科学としての社会政策である。ひとつの言葉が、そのおかれた状況に応じてそれぞれ異なる内容を含意するという事実は、決して偶然ではなく、相互に密接な関係を保持していることを物語るのみならず、社会政策の本質そのものの複雑多岐な性格の反映でもあるといえよう。社会政策 („Sozialpolitik“) という概念の構成は、いうまでもなく、19世紀末のドイツにおいて出現をみたものであるが、イデオロギーとしての社会改良の思想体系は、すでにイギリス資本主義の発展過程において認められたところであった。⁽¹⁾ イギリス工場立法の歴史的過

注(1) いわゆる「イデオロギー」とは決して「思想」一般ではありえない。これについて Werner Stark は、適切にもつぎのようにのべている。「もしひとが、なんらか利己的ないし党派的な利害関心ないし欲望が、その心理的起源においてある役割を演じたところの、そしてもしもその利害関心ないし欲望がはいるこまなかつたとしたらことなっていたであろうところの観念ないし観念体系をいだとすれば、またその限りにおいて、かれの思想は問題的存在として、あるいはそういう心の状態をのべるのに現在一般に適用されている技術的用語をつかうなら、イデオロギー的であるとして特徴づけられることができる。利害関心という言葉は、ここではかなりせまい意味で、つまり、自己中心的、職業的ないし階級的（またはあいによつては国民的）関心の意味でとられなければならない」(Werner Stark, The Sociology of Knowledge, An Essay in Aid of a Deeper Understanding of the History of Ideas, London, 1958, 杉山忠平訳「知識社会学—思想史の方法」ミネルヴァ書房, 1960, 86頁)。社会改良としての社会政策も、その意味でひとつのイデオロギーにはかならない。このイデオロギーがどのような階級的基盤の上に立つものであるか、そしてそれが国家権力の存在形態とどのような関係に立つものであるか、これらの問題がまさしくここでの課題である。

程についての分析は、内外ともすぐれた業績を生み出しつつあるが、⁽²⁾それにもかかわらずこれをイデオロギーとしての社会改良思想との関連において把握した研究は必ずしも多くない。まさしく1802年にはじまるイギリス工場立法こそは世界における社会政策立法運動のさきがけをなすものであり、1847年の10時間労働法の制定によって一応の完成をみたところの初期工場立法運動こそ、社会改良思想の基柢をなすものであった。

イギリスにおける社会改良思想のきわめて早い成熟は、1802年以後数次にわたる工場法の改正、すなわち1815年、1819年、1825年、33年にわたる改正のあと、39年の教育委員会法、1844年の工場法、47年の工場法、48年の公衆衛生法などのいわゆる社会政策立法の展開と無関係ではありえなかつたし、1850年以後のヴィクトリア時代の工場法をはじめ、労働組合法を中心とする労働諸立法の相つぐ制定は、イギリスをして伝統的な社会改良の祖国たらしめたのであって、いわゆる「福祉国家」の理念は、こうしたイギリス資本主義に特有な労資関係 (Capital and Labour Managing Relations) の発展のなかで生成したといえよう。このように社会改良としての労働立法のはなばなしい展開と、これを基柢とする社会改良思想の定着にもかかわらず、それがひとつのイデオロギーとしてとどまらなければならなかつたのは何故であろうか。先進資本主義国イギリスにおいて、社会改良思想がイデオロギーとしてとどまり、科学としての体系化がおよそ問題とならなかつたのに反し、後進国ドイツにおいては19世紀末から今世紀初頭にかけて、マックス・ヴェーバーの問題提起を契機として、科学としての社会政策をめぐるはげしい論争が展開されるという必然性を、われわれはどのように理解すべきであろうか。その場合、〈イデオロギーとしての社会政策〉、〈社会政策立法〉および〈社会政策学〉の相互関係を規定するものとしての国家権力の役割とその圧倒的な支配を可能にしたところの客観的諸条件を考えると、社会政策学のドイツにおける成立の必然性の意味を、イギリスおよびアメリカにおける労資関係ないし労働経済学研究とともに理解することができるのであって、わが国における社会政策研究の必然性もまた、やはり独占資本主義成立期のドイツにおけるとはほぼ類似した社会状況からおこってくると考えられるのである。賃労働論を中心とする労働経済学の労働問題研究における最近の流行にもかかわらず、社会政策学的接近の必要性は、19世紀末から今世紀初頭にかけてのドイツが直面し、課題として課せられ、その緊急な対処を迫られた問題状況が、いまなおわれわれをとりまき、その解決を訴えてやまないからである。それでは、社会政策学的方法とは一体、具体的に何を意味するのであるか。もっとも単純化していえば、それは労働力政策と賃金政策の二つの面から考察することができるのではなからうか。それはすなわち、あらゆる社会改良が、この二つの政策を軸として展開されつつあるからであり、この場合の主体はあ

注(2) Hutchins and Harrison, History of the Factory Legislation, 1911, London, Alfred Kydd, The History of the Factory Movement, 1857, New York. 戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」1966年、未来社、石川良太郎「イギリス社会改良の一展開——1870年代工場立法成立経緯の基礎的分析等——(山中篤太郎博士退官記念論文集所収・1968年・有斐閣)。

くまでも資本制国家である。大河内理論は後者を無視するという誤謬をおかしたのみならず、この両者を機械的に分離することとなったのである。社会政策は、この二つの政策を基軸とし、それを如実に反映するところのものとしての社会改良思想のイデオロギーを上部構造とするところの資本制国家の政策であるが、強調しなければならないことは、このような社会政策をめぐる諸問題が、社会科学的研究の対象とされ、且つ政策学成立の可能性をめぐるはげしい論争が展開されるに至ったのは、自由競争段階ではなく、ほかならぬ独占資本主義段階であったということ、まさしく独占資本主義段階においてはじめて必然化するある種の条件が、社会政策体系の必要を不可避のものとし、それを理論づけるところのイデオロギーとしての社会改良思想を体系化せしめたのみならず、この両者の関係を理論的に明らかにするところの科学としての社会政策を必然化したという事実である。従って、社会政策の本質をめぐる研究は、何よりも独占資本主義段階における再生産構造との関連において追究されなければならない。すなわち独占資本主義の成立のもとにおいてはじめて労働力政策と賃金政策とは相互に密接不離な関係に立ち、その再生産構造を支える重要な柱となるのであり、これらの政策を支えるものとしての社会改良のイデオロギーの存在意義があるのである。そこでもし、労働力政策と賃金政策こそが社会政策の内容を規定するとした場合、労働組合がこれらの資本制的政策にたいして対抗的関係を意識しつつ立ち現われる場合、国家権力はこれにたいし、どのような反応を示すか、その社会政策としての役割を、独占資本主義確立期の1920年代の労働組合法案をめぐる経緯のなかで考察することとする。

(2)

社会政策はしばしば近代資本制国家を主体とし、労働者階級を客体としておこなわれる政策であるといわれているが、しかしその場合、学問としての社会政策の成立およびその実践の意義と限界とが、独占資本主義段階のドイツにおいてまず問題となったことは無視し得ない重要性をもつ。資本主義の独占段階への急速な移行にもかかわらず、絶対主義権力の鞏固な支持層としてのユンカー勢力の階層的利益を代弁するビスマルク政策のもとに、社会政策が社会保険法という形で、社会主義運動の抑圧の代償として実現されたという事実は、社会政策の主体としての国家が、単純な意味においてブルジョアジーの権力国家として規定しえない側面をもつ。それどころか、このような絶対主義権力の牢固たる基礎を保持する半封建=絶対主義的遺制の根強い国家においてはじめて社会政策の実践および学問的探求が重要な意義を与えられている点こそ問題であり、ドイツとならんでわが国において、社会政策研究の必要性が強調される大きな原因がここにあった。そこでわが国における社会政策はいかなる型を担うものであるか、そしてわが国に特殊な資本=賃労働関係の展開のなかで、社会政策はどのような運命を辿るかを追求し、独占資本主義段階における社会政策の現

象形態のなかに、どのような本質が見出されうるかを考察することとする。

日本における独占資本主義の確立は、明治43年(1910年)から大正9年(1920年)にかけての時期であったといわれる。⁽³⁾第1次世界大戦の異常な好景気の後に襲った戦後恐慌は、資本の集中・集積をおしすすめ、わが国の資本主義に特徴的な巨大独占体としての財閥の形成およびその基礎の強化をもたらしたのであった。⁽⁴⁾独占資本の成立は、労働力の確保および管理の面において、体系的・組織的形態を必要とするとともに、このような資本の政策に対抗し、また反撥して、労働者階級の側にも従来とは異なったいちじるしい反応をよびおこさずにはおかない。労働組合運動の本格的な展開がそれである。

しかしながら、独占資本主義と労働運動の発展は、一般に社会改良としての社会政策の発現のための基本的条件となるものであるが、このような前提に立って、わが国に特殊な事情が作用し、わが国の社会政策に独特な型を刻印したところのものは一体何であったろうか。大正9年以後12年の関東大震災までの数年間は、わが国の資本主義発達史上、稀にみる自由な潑刺たる年月であり、⁽⁵⁾はかなくも輝かしい日本的デモクラシーの開花した時期であった。こうした状況をもたらすものは、ひとつは、世界大戦を体験した日本のブルジョア階級の自負心の昂揚であり、いまひとつ外的条件としての、ヨーロッパにおけるデモクラシーの潮流であったことは疑いをいれない。かくして内外にみなぎるデモクラシーの雰囲気背景として、米騒動に象徴されるような大衆的エネルギーのほとばしり、友愛会を中心とする労働組合運動の展開のなかで、労働問題にたいする一般の認識がたかまり、労資協調が叫ばれ、近代化が強く意識されるに至り、他方、国際労働機構(I.L.O)の設立にともなって、わが国が早急に労働法規を整備し、“一流”資本主義国としての体裁を整えることを強く要請されたのであった。かくしてわが国における社会政策は、ひとつは労働問題に対処しようとする内的契機から、そしていまひとつは、外的な要請としての不公正競争排除を強調する国際的な独占資本の外的圧力のなかではじめられることとなったのである。

さきにのべたように、社会政策が社会改良である限り、労働者階級にたいする資本の側からの護

注(3) 「いま、日本資本主義の帝国主義段階への移行期を表現する若干の諸現象を指摘しておく、1907-8年の恐慌以後第1次大戦の勃発(1914年)直後までつづく慢性不況をはじめとして、それにもなう農業問題・労働問題・中小企業問題等、帝国主義段階に固有な社会問題の発生があり、また日韓併合(1919年)やいわゆる対華21ヶ条要求(1915年)やにみられる帝国主義的対外進出、およびそれと並行してすすめられた資本輸出の展開がある。さらにはこれらの諸傾向に対応して、軍事費・植民地経営費・社会政策費等にいわゆる『経費膨脹の法則』をしめしはじめた帝国主義財政の展開など、さまざまな新現象が展開しはじめるのである。そしてこれらの諸現象は、いうまでもなく、その背後に、これらを根源において規定するところの新現象が展開しはじめるのである。』(柴垣和夫「金融資本の形成」、樹西光速編「日本経済史大系6、近代下」、1965年東大出版会、186頁以下参照。なお樹西光速・大篤清・加藤俊彦・大内力「日本資本主義の発展」IIを参照。

(4) これについては、御園生等「日本の独占」1960年、至誠堂、27頁。

(5) これについては信夫清三郎「大正デモクラシー史」II、日本評論社、1958年、および田中惣五郎「吉野作造——日本的デモクラシーの使徒」1961年、未來社。

歩として現象し、それは同時に労働者にとっての部分的勝利を意味するとともに、資本にとってはきわめて有効な懐柔策ともなりうる。それゆえ、産業資本の確立期において、労働運動の勃興とともに、これにたいする譲歩として、すなわち、労働運動にとっては労働者の権利の拡張運動として、労働者保護の問題が、工場法制定運動という形をとってあらわれることは、イギリスの例に徴しても明らかである。

明治29年(1896年)、日清戦争後の産業革命の渦中に、政府は第1回農商工高等会議を開いて職工の保護および取締りにかんする件を諮問した。これは一面において原生的労働関係に抵抗して澎湃としておこった労働組合運動を背景に、労働者保護の必要性が産業上緊急なものとして要請されつつあったことを意味していた。ここにおいて、時の主税局長、添田寿一、農商政務次官金子堅太郎氏らの積極論にたいして、財界とくに渋沢栄一をはじめとする日本産業資本の確立期における資本家陣営の猛烈な反対に遭って論議の一致をみず、第2回会議においては最初から議題にならなかったのであるが、明治31年、農商務省は工場法案を公表して実業家をはじめ一般の意見を徴するに至った。⁽⁶⁾これは、「コノ法律ハ五十名以上職工徒弟ヲ使用スル工場ニ適用ス」という総則第1条の規定にみるように、当時の工場規模の状態からしてきわめて制限されたものであったにもかかわらず、このような微温的な法案に対して、高野房太郎等の組織するところの労働組合期成会の労働組合法案は7ヶ条の修正案を含み、⁽⁷⁾東京、横浜を中心に工場法制定のはげしい運動を展開したのである。その結果、第3回農商工高等会議においては、工場の職工徒弟の使役に関する規定をややきびしく⁽⁸⁾規定し、監督機構を強化し、違反した工場主に対する罰則を強化するなどの修正をみたのであったが、それが、わが国の産業界に与える影響を考慮して提出を見合わせたのであった。しかし民間における世論の動向、とりわけ労働運動の要求のもとに、ついに政府は農商務省をして、工場法案の作成を命じ、内容的にも従来のもよりは、はるかに詳細なものを諮問させるに至った。

これにたいし、このような法律は、わが国の淳風美俗を破壊するとして、例によって財界からのはげしい反対がみられたにもかかわらず、一度は工場法提出の機運がもり上ったのであるが、日露

注(6) 明治政府の社会政策的見地については、風早八十二は、「明治政府の労働政策の本質は何か。国防=内治的見地と産業的見地との抱合である……。明治政府の場合においては、両者の緊密なる抱合、相互補充こそがその労働政策の本質をなすものである」とする。風早八十二、「日本社会政策史」(上)、158頁、1965年青木書店。

(7) これについては、日本労働運動史料、第1巻、446頁第1章労働組合期成会、第5節期成会と工場法案を参照。

(8) 「農商工高等会議修正案」によれば、第9条「農商務大臣ハ左ノ各号ノ範囲内ニ於テ省令ヲ以テ工場ノ職工徒弟ノ使役ニ関スル規定ヲ定ムルコトヲ得、1.十歳未満ノ幼者ノ使役ヲ禁制若クハ制限スルコト
1. 女子又ハ14歳未満ノ職工徒弟ニ一日12時間以上ノ就業時間及ビ就業ノ種類ヲ制限スルコト
1. 職工徒弟ニ1ヶ月2日ノ休暇及ビ1日10時間以上ノ労働ヲ為ス場合ニ、1時間ノ休憩ヲ与エンムルコト」となっているが、これには二つの問題があった。女子および幼年労働者の夜間労働禁止の規定が欠如していることがもっとも重大であるが、1日12時間以上の労働を禁止することは、12時間までは許されることを意味し女子夜勤労働による二交替制を公認することであった。

戦争によってその機を逸した。しかしてその後、明治40年、社会政策学会の第1回大会において、工場法問題が討議され、世論の動向もあって、明治42年11月、政府は再度工場法案を提出して、一般の意見を徴するに至った。この工場法案は、従来までに試みられた法案の精神を骨抜きにし、いまや急速に独占資本に転化しようとしていた産業資本の執拗な要求に応じたものであり、若干の修正をみたのち、明治43年1月、衆議院に提出された。だがこれも政友会の反対にあって撤回され、あらためて明治44年、政府は工場法案を議院に提出し、3月工場法となってあらわれたのである。大正5年9月1日からこの工場法が実施されるに至ったのであるが、同時に公布された工場法施行令をみると、それがいかに微温的なものであり、その当時のヨーロッパにおける社会政策の到達段階からいかにへだたったものであるかを理解することができる⁽⁹⁾。

以上十数年にわたる工場法制定の経過を顧るに、農商務省を中心とする工場法制定の努力と、これに反対する資本家側の一貫した反対の態度のなかに、われわれは早激な資本主義発展のもたらす弊害についての両者の認識の差異を見出すのであって、一部に例外はあったとしても大体において資本家団体が工場法制定に否定的ないし消極的態度をとったことは疑いえない。資本制国家の意志の執行者としての農商務省をして、資本家陣営の反対をおしきってきわめて不徹底なものにせよ、工場法制定にふみきらしめたものは、社会的総資本のロゴスであったらうか。

一方において産業革命のもたらした弊害の除去に関心をもちつつ、それゆえにまた工場法の適用を譲歩しつつ、しかもその反面においてその徹底的な骨抜きを策謀しなければならなかったとすれば、いわゆる社会的総資本の意図なるものは、労働力の無条件且つ無制限な保護ではなく、剰余価値のより長期にわたる確保を可能ならしめるという限りにおけるきわめて限定された形での労働力の保全にほかならなかった。従ってもし、このような観点に立って、社会政策としての労働力政策の本質規定をより厳密ならしめようとするならば、労働力政策とは、「資本制的再生産構造にとって必要不可欠な労働力確保のための政策」であり、確保は必ずしも保全ではないことを銘記すべきである。従ってその政策が必ずしも労働者階級の労働・生活条件の改善を目的とするものではなく、それはあくまでもその結果としてあらわれるという点が問題である。治安警察法や団結禁止法の如き弾圧立法の意味も、このようにしてはじめて理解されるであろう⁽¹⁰⁾。

この場合、われわれはつぎのような事実に注目しておく必要がある。すたわちイギリスにお

注(9) わが国の工場法の歴史的意義について、風早八十二はつぎのように云う。「工場法は、英国の場合のごとく産業革命にとつてのプロペラーとしてではなく、すでに確立の途にあった産業革命の惨禍の後始末として出現したこと、生産の機械化が零細工場の広汎な残存と両立した。」(風早、前掲書 236頁以下参照)。

(10) 氏原正治郎氏は、「社会政策論争」について、つぎのようにのべておられる。「このいわゆる『論争』において、論者の多くが、暗黙のうちに、社会政策という国家の政策は、何らか労働者階級のためになる政策であるということ、理論の前提においているのではないかと思われたことである。」(氏原正治郎「日本労働問題研究」[東大出版会、1966年] 52頁)。しかし社会政策が社会改良であり、その本質上、「ためになること」と「ためにならぬこと」との統一物として理解されるべきであると思う。

る工場立法における推進的役割を演じた勢力は、初期の大工場紡績資本家およびそれと結びつく中小ブルジョアジーであり、社会改良の思想的底流としてはブルジョア急進主義およびキリスト教であった。とくにサー・ロバート・ピール (Sir Robert Peel) やロバート・オーエン (Robert Owen) およびジョン・フィールドデン (John Fielden) の如き、産業革命期における大紡績資本家であり、これらの大資本家層の工場法運動への熱烈な努力は、わが国においてはおよそみられぬところであった。これはひとつには、わが国資本主義の早激な発展とこれを可能ならしめた産業革命のイギリスにおける差異に求められるのであって、そこでは、工場法は、工場制手工業 (マニュファクチュア) の段階から工場制工業の段階への推進のための起動力となったのに反し、すでに世界史的には帝国主義段階に至って産業革命をなしとげなければならなかったわが国の社会政策は、産業的見地と国防的見地との密接な結合が前提とされており、日本の独占資本に対する中小資本の従属化・下請化の過程においておこるさまざまな矛盾を、前者が中小ないし零細企業の犠牲においてまぬがれるために利用されたのであって、「独占化していく大資本が、その支配する大規模工場のむしろ存立条件として、これら零細工場ないし家内工業経営を存続せしめている⁽¹¹⁾」ことこそ重要である。

かくして工場法の推進をはかる農商務省あるいは内務省官僚層の社会改良思想は、いうまでもなく、開明専制の明治政府の国防的見地によって支えられており、これにたいする資本家陣営のそれには、色こく産業保護的見地がにじみ出ていることは否定しえないところであらう。この両者は、相互に矛盾をはらみながらも一体として運動しつつけるのであって、工場法運動は、その意味において両者の妥協の産物とさえいえることができるであらう。この時点では、労働者階級の運動は、その階級的・意識的未成熟もあって、あるいはまた治安警察法を中心とする弾圧体制の強化の結果微弱な程度にとどまったため、社会政策そのものに強力な影響を投ずることはできなかったのであるが、独占段階の成熟ともなう労働者階級の成長は、社会政策の内容自体をたんなる労働力保護の段階から、その本来的な権利の獲得のための運動に転化せざるばやまない。労働組合法の制定問題はその意味でまことにわが国の独占資本主義段階の社会政策の性格を特徴づける象徴的な事件であった。

まず第1に注目すべき事実は、わが国における労働組合法制定が、治安警察法改正問題と密接な関連において提起されたことであらう。これはさきに、明治30年代、後者の制定の背後で、労働者保護の問題として工場法制定がとりあげられたのと対照的であり、社会政策の自由競争段階から独占資本主義段階への推移における現象形態に照応するものである。しかしながら、本来労働運動の発展とともに、労働組合の法的承認、いわゆる労働組合法の制定によって、弾圧立法は背後に退き、あるいは形をかえることによってその規制力は弱められるのに反し、わが国の場合は逆に、労働組合法制定の気運が次第に盛り上るや、これを抑止し、これに対抗すべく、この法律の改正および弾

注(11) 風早、前掲書、185—186頁。

庄的条項強化の意図を産業資本家が公然と表明していたことである。いうまでもなく、この背後には、労働組合運動の展開があったことはもちろんである。

大正元年(1912年)、東京帝国大学出身の法学士鈴木文治は、大逆事件以後の日本の社会・政治状況、いわゆる「冬の時代」の到来のなかで、社会問題の解決、労働者階級の生活向上について、ささやかな運動をすることを思いつき、その範をイギリスの友愛組合に求めて、その運動の母胎を友愛会と名づけたのであった。⁽¹²⁾ここに大正期の労働運動の幕はきっておとされたのであったが、その力は最初はまことに微々たるものであった。いま大正期の労働運動について時期区分を行うならば、第1期は、大正元年友愛会の創設から大正5年、会長鈴木文治がアメリカ旅行によって深刻な印象をうけて帰ってくるまでの時期であり、草創期であり、山川均のきわめて適切な表現をかりるならば、「海のものとも山のものとも分らない存在」⁽¹³⁾、また堺利彦が痛烈に諷刺しているように、「自治団体である」にしても、「大分曖昧な点のある」団体といわれた時期である。第2期は、大正5年以後、大正7年までの第1次世界大戦へのわが国の影響もあって、友愛会が次第に労働組合への傾斜を強め、全国各地に大争議が勃発し、これへの介入への過程を通じて、それが労働組合への胎動を示す時期であり、第3期は、友愛会の日本労働総同盟への組織的発展の時期である。

第1期の活動にみられる目立った特徴は、大逆事件以後の絶望的な雰囲気やを反映して、労働者の救済活動ないし社会事業の運動に主力が注がれ、これと並行して、労働者の資質向上を目的とする啓蒙活動すなわち講演会や懇親会などがしばしば試みられ、それを全体として統一しつつ会の組織および運営面での強化が次第にはかられつつあったことが特徴的である。⁽¹⁴⁾しかしながら友愛会の性格を、もっともよく物語るものとして、大正6年の「友愛会創立5周年史」にはつぎのようにのべられていることは記憶されるに値しよう。

「友愛会の運動は、過去に行われた職工組合期成会、日鉄矯正会が失敗した後を承けて起ったのであるから、或は世の誤解を買い、又は官憲の圧迫を被ることなきを保し得ず、秘かに鈴木会長は憂慮するものの如かりしが、而も極めて旗幟を鮮明にすると共に、其の出発点は徹頭徹尾愛国的なる団体なることを示し、又優良なる職工を教育し、又実力ある労働者の団体を造ることが工場主、資本家側に取って必ずや有利なるべきことを信じて疑わざりしが故に、社会上何等の誤解あるなく(一には会の勢力微々として世人の視聽をひくに足らざりしならんも)又政府当局者の圧迫も更これあることなく、一方、学者、事業家、宗教家等は満腔の同情を以て会の発達成長を希うあり、殊に社会政策学会の学者達は、多大の注意をもって此の会の発達を視るような有様で

注(12) 鈴木文治「労働運動20年」

(13) 山川均「友愛会と吾々」(『新社会』第3巻第7号、大正6年3月1日)、堺利彦「有望なる労働団体」(『新社会』第3巻第6号、大正6年2月1日)参照。

(14) これについては、鈴木文治「友愛会設立の経緯——友愛会創立5周年」(『労働及び産業』第68号、大正6年4月1日)が詳しい。

あった。

斯くして友愛会の基礎は、靡げながらも茲に確立し、思い出多き大正元年は茲に暮れたのである。⁽¹⁵⁾ここにのべられている意味は深長である。すなわち友愛会は、労資協調の必要性を力説し、それこそがまさしく政府の圧迫からまぬがれる途であることを示唆し、社会政策学会の有力な支持のもとに展開しつつあったことを吐露したものであった。このような徹底した労資協調の路線は、友愛会の組織自体の量的発展、2年後の大正3年には3,000名、同年末には4,000名という会員の飛躍的な発展をもたらし、またそれによって次第次第に微妙な影響をうけるのであって、たとえば日本蓄音機商会の争議や、5年に実施される工場法問題にたいして微妙な態度を表明しなければならなかったことがまず指摘されねばならない。⁽¹⁶⁾

しかし友愛会は、以上にのべたように、徹底した労資協調の政策のもとに、労働争議の斡旋にのり出しつつあったのだが、東京モスリンの争議に象徴的にみられるように、争議の経過における本来的な労働組合の萌芽的な形態としての工友会の成立によって、友愛会自身、更めてその存在意義が問われなければならぬ事態に遭遇し、それはまたそれを動かして新たな方向を模索せしめるひとつの大きな契機とならずにはおかなかった。⁽¹⁷⁾その結果は、友愛会の機関紙「友愛新報」の論調にも次第に微妙な変化があらわれたのであった。だが友愛会の成長にともなって、労働組合の認識がはっきりあらわれてくるのは、第1次大戦の勃発にともなう物価の昂騰、これにたいする労働者の生活防衛策としての労働争議の頻発および会長鈴木文治のアメリカ旅行であった。これらの諸契機をへてはじめて友愛会は、自覚的に労働組合運動へ進むことになったのであって、職業別組合結成の方向が、会則の改正によって新たに打ち出されたことは印象的である。⁽¹⁸⁾そして友愛会の発展を支えるものとして支部活動の活潑化および部会活動の充実によって、労働者の階級意識もたかめられるとともに、鈴木会長自身の思想も、創立当時の徹底的な労資協調的態度から次第に蟬脱しつつあったことがうかがわれる。大正3年11月から「友愛新報」が「労働および産業」と改題され、労働問

注(15) 「友愛会創立5周年史」(日本労働運動史料第3巻、268頁参照)。

(16) これについては、「友愛新報」第10号、大正2年8月3日号および大正3年9月1日号参照。

(17) 鈴木文治は、「東京モスリン会社に於ける同盟罷工問題の顛末」(『友愛新報』第35号、大正3年9月1日号)において、つぎのようにのべている。「団結! 団結!」との声は遂に輿論となりて、同じく6月28日の休業日に各課の代表者70名、前記押上倶楽部集協議の上、遂に工友会なる団体を組織するに決し、会長以下の役員を選挙することとなった。……則ち未だ労働組合と称するに足らざるべきも亦、単純なる精神的団結にあらざるを知るべきである。此の計画の知らると共に、会社は又々周章狼狽し、又々職工側と衝突することとなったのである」(『友愛新報』第35号、大正3年9月1日号)。

(18) 大正3年、第1回協議会において、友愛会は、会則の第8条に「職業別組合を組織する件」とうたっている(『友愛新報』第37号、大正3年10月1日号)。

(19) 支部分会活動の活潑化については、「労働および産業」(第43号、大正4年3月1日号)参照。

(20) 鈴木文治は、「労働者自覚論」という論説のなかで、「団結の勢力を知れ」と訴え、つぎのようにのべている。「労働者の自覚とは外ではないのであって、第1に先づ個人としての自覚である。更に第2には階級としての自覚を持たねばならぬ。労働者はひとつの階級として共通の利害を有って居る。此の共通の利益幸福を全うす

題について新たな見識をもった若きインテリゲンチヤおよび労働者の研究会としての労働問題研究会の人々の論文が紙面に興をそえるとともに、友愛会をして、本格的な労働組合への推進力たる役割を担わしめたのであった。⁽²¹⁾

このようにして急速に前進し且つ変貌しつつある友愛会にたいする左右両翼からの批判として、一方における渋沢栄一、他方において堺利彦および山川均らの痛烈な批判がみられたのであって、ここに友愛会が名実ともに労働組合運動のさきがけとしての相貌を明らかにしつつあったことを物語っている。⁽²²⁾ 世界大戦の勃発という未曾有の大事件に際会して、日本資本主義が労働社会にあたえた影響およびこの変化によってひきおこされた労働者の生活上の不安とこれにたいする彼らの抵抗は、野坂鉄の「労働および産業」誌上における論文「騒がしい歳明け（日本の労働界）」をはじめとして多くの記述がみられるのであるが、⁽²³⁾ そのもっとも注目すべき現象は、はげしいストライキの波であった。たとえば兵庫県飾磨町の郵便集配人のストライキをはじめとして、池貝鉄工所、藤井レンズ製造所、石川島造船所、月島鉄工所、大阪兵器会社、三田土護謨会社など注目を浴びたが、これらの争議全体を貫いているところのものは、経営者側の一方的な賃金ひき下げ強行の姿勢であり、これにたいする労働者側の2割ないし3割の賃金ひき上げ要求との対決であり、とくにこのような争議を典型的に代表するものとして、大正6年正月14日の池貝鉄工所争議があげられる。「労働および産業は、「年頭の労働争議と其の調停」と題して、その模様を克明に記しているのであるが、事の起りは、「時間問題と待遇問題」であって、「池貝鉄工所の始業時間は、午前7時を定刻とし、更に10分間の猶予時間を備えてあったが、昨今繁忙のため、毎夜遅くまで残業を為すもの多く、自ら始業定刻より3分5分と遅れるものがあるから、会社は、本年1月11日、規則を改正し、正7時より遅れるものを許さざることとし、正月13日より実行することとなった、而して13日の朝、遅刻者は厳しく入場を拒まれたのは当然であったが、仕事着を着換るうちに7時の鐘声を聞いた者さえ

ることを考えないでは、実は個人としての利益幸福をも全うすることは出来ぬのである……。此の故に我等は団結の必要を主張するのである。凡そ労働者の運動の成立するには二つの要素がある。ひとつは労働運動を起すことを必要とする労働者の悲惨なる状態で、今ひとつは、此の状態に満足せず之を改善せんとする労働者自身の自覚である」（「労働及産業」第56号、大正5年4月1日号）。

注(21) 酒井危作は、「労働組合法の必要」という論文のなかで、つぎのようにのべている。「我が友愛会の運動は固より真正の労働組合ではない、自覚せる労働者の団体にして目的こそ労働組合運動であるけれども未だその体を為さず、謂わば労働組合の前駆者である、卵である。之が真正の労働組合運動となるにはどうしても組合運動を妨ぐる処の法律命令は之を改廃し及び法律を以て労働組合法又は職工組合法なりを制定して以て労働組合運動を容易ならしむるにあらざれば真の組合運動を望むことは出来ない」（「労働及産業」第60号、大正5年8月1日号）。

(22) 渋沢栄一は、「資本と労働の調和」と題する講演を友愛会例会で行ったのであるが、そこで、「ただ欧羅巴亜米利加あたりで論ずるものを直接日本に用いるが果して適当であるか否やということには、多少の疑いを持ったのです」とのべて、日本的労働組合主義の抬頭に警戒の色を強めているのは注目すべきである（「労働及産業」第60号、大正5年8月1日号）。

(23) これについては、日本労働運動史料第3巻356頁以下、第6項友愛会と社会主義を参照。

拒まれて、就業を許されなかったものは50余名もあった。鉄工は会社の冷酷な態度を憤らざるをえない。⁽²⁴⁾

これは戦争にともなう物価騰貴にもかかわらず、また大戦勃発後の異常な好景気を反映しての株主配当および職員手当の法外な増大にもかかわらず、労働者には年末手当なども配慮されていないのみならず、ますます労働強化を加えようとする経営者にたいする不満の爆発であった。労働者は36名の委員を選出して数回の団体交渉を試みることによって、部分的ではあったが、その主張を会社側に認めさせたのであって、⁽²⁵⁾ この斡旋の労をとった油谷治郎七は、友愛会の幹部であったところから、それは次第に労働争議において重要な役割を演ずることが資本家にとっても注目され、次第に警戒すべき存在とみなされるに至ったことは重要である。

「我等は本会創立第5周年を迎え、記念大会を開きました。これまでも大小さまざまな労働運動が我国に行われましたが、5年という歳月を保ったものは一つもない。然るに本会は自治自助の精神を以て終始一貫して今日に至りました。併しながら好事兎角魔多くして、意外な圧迫が来たのであります。今年はどういうものか年の始めから非常にストライキが多かった。夫れが直接間接に友愛会が黒幕に居て煽動しているというのです。何を証拠にそういうことを云うか、ひとつも事実をあげて来ないが、私共を以て謀叛人同様に罵るものもあったのである。⁽²⁶⁾

ここには会長自身の主観的な意図とは逆に、客観的には次第に、友愛的・共済的団体としてよりは、いわゆる争議団体としての性格を強めていく友愛会の姿を窺うことができるのであって、その真相は、むしろ資本家によってもっとも正確に把握されていたといえることができる。

「この浮説が中々の勢力を持つようになって、本会は此の春の大会（大正6年……引用者注）を境目として、各方面に於ける非常な圧迫をうけたのであります。先ず第1には、本年1月池貝鉄工所におけるストライキ事件であって、此の事の落着後に出来た東京鉄工機械業組合という資本家同盟の某頭目の如きは、其の憤慨絶頂に達し、其の組合所属の工場に於いては1人の友愛会員をも使わぬにしようなどと云い……、つぎには3月北海道室蘭に於ける日本製鋼所に於けるストライキ事件であって、当事者たる某氏は、事件の真相を誤解し、友愛会を以て隠れたる煽動者なりとし、私が調停のために多少の奔走を試みたる労をも全く無視して、事件落着の後、本会室蘭支部の役員20名を解雇し、会員に退会を諭示し、支部は実に解散の止むなきに至った。これ又我等の永久に忘るべからざる所のものである。加之、ストライキの各所に頻々として発生するや、独り資本家階級のみならず、官憲の干渉漸く加わり、調査と称して、実は圧迫を加うるもの追々と其の数を増して来たのであった。凡そ斯くの如く資本家と官憲とは相並んで、或は表から或は裏か

注(24) 「年頭の労働争議と其の調停」（「友愛新報」第67号、大正6年3月1日号）。

(25) 鈴木文治「年末に際して言」（「労働及産業」第76号、大正6年12月1日号）。

(26) 上掲「労働及産業」参照。

ら、手を換え品を換えて本会の発達に対して、非常な圧迫を加うこと凡そ半年に及んだ⁽²⁷⁾。このように友愛会対策が強化されると同時に、独占的大企業内部には福利施設の充実が並行して行われ、本来友愛会の固有の領分と考えられ、自他ともにその事業として考えられていた福利事業が、まさしく経営内社会政策として、その機先を制して行われたことは、発達しつつあった友愛会に深甚な衝撃を与えるところのものであった。その意味でつぎの一文は、当時の大企業の労働力政策の一端をきわめて生き生きと物語っているのみならず、苦難の時期に日本労働組合運動を担う鈴木文治の見識を示すものとして味わうべき言葉ではなからうか。

「いわゆる幸福増進設備にて、労働運動に妨害を加う手段を講ずる者も生じたのである。例へば或る工場に於て共済会を作るとか、共同貯金を奨励するとか、慰安会を催すとか、講演会を開くとか、乃至無料診療所、倶楽部、図書館を設けるとかというような具合にして、凡そ其工場工場に於て、職工団体をつくるようにし、其の工場の職工の気を外へ散らさぬように仕向けるのである。若し他の諸工場の職工と一緒にすると気風が荒むというのである。これを昨今の流行では温情主義という。云う心は成る丈自分の会社で世話をする代りには、一切会社本位主義で、社会とか人生とかを考えさせず、又労働者としての階級自覚を起さず、側目も振らずに働かそうというのである⁽²⁸⁾」。

友愛会の労働組合への傾斜は、初期の労資協調主義からの離脱を象徴するものとしての進歩的インテリゲンチヤ野坂鉄、あるいはのちに関東大震災の際に、いわゆる亀戸事件において虐殺された闘争的労働者平沢計七、久留弘三らの登場によってすすめられたとみることができよう。しかしそれにもかかわらず、友愛会は全体として資本家の猜疑の不当であることを訴え、依然として労資協調団体としてとどまることを強調しつつ、「社会改良」を⁽²⁹⁾発刊したのである。そこではヨーロッパにおける労働運動に学んで、わが国における早急な労働組合主義の確立の必要性がとなえられている点に注目する必要がある⁽³⁰⁾。

以上のようにして、客観状勢の急速な変転にもかかわらず、鈴木文治を中心とする友愛会の労働問題思想は、依然として労資協調としてとどまっていた。労働争議の発生に際してその解決のための斡旋の労はとるけれども、労働者の煽動ないしはストライキの計画は厳にこれを慎むという根本的態度にもかかわらず、実際には友愛会は、労働組合の萌芽的な形態への運動へと移行せざるをえなかったのであって、そのような推進力となったところのものは、ひとつには野坂鉄、平沢計七、

注(27) 上掲論文参照。

(28) 上掲論文参照。

(29) 鈴木文治は、その「社会改良」の読者たるべき人々として、(1)友愛会の幹部たる人々、(2)工場生活に於ける指導者たる人々、(3)学生生活にある人々をあげているが、最後の学生層は重要であると思う。これこそが、「労働及産業」のほかにも本誌を刊行する理由であったとみられる。

(30) 久留弘三「わが国に於ける労働運動方法」、野坂鉄「職工組合の根本思想」、同「労働者の貴族主義」、酒井濠「同盟罷業論」などは、「社会改良」誌上において異彩を放っている(史料、384頁以下参照)。

久留弘三、酒井濠などによって代表される新人運動家および理論家の登場であり、いまひとつは、大正2年、川崎支部の設立をはじめとする支部組織の発展であった。この支部は東京、大阪を中心として、工場地帯を中心とする地域組織であり、個人加入の方式をとり、大正6年4月、友愛会5周年記念の頃には、会員数は男子20290人、婦人1549人、賛助会員348人、合計22187人であったといわれる。しかしこの支部組織は、友愛会そのものがそうであったように、はじめは経営者と団体交渉をする力をもたなかったし、労働市場を規制する組織としても十分な機能を発揮しえなかったのであるが、第1次大戦による労働力不足とインフレーションのなかで、友愛会は次第に経営者と労働条件について交渉することができるようになり、日本蓄音機や東洋モスリンをはじめ、室蘭争議においても、鈴木会長の個人プレイであったとはいえ、次第に交渉力を発揮しうることとなった。とくに大正6年、ストライキはにわか激増し、翌7年には、ロシア革命や米騒動の影響もあって、争議は、件数およびその規模において一層のひろがりを見せるようになり、さらにまた大正9年には第1次大戦の終熄と戦争景気の終焉、そしてこれにともなう深刻な戦後恐慌の到来によって、企業の倒産相つぎ、こうした危機をのりこえるために、賃金の大幅きり下げ、大量解雇が⁽³¹⁾強行され、それらが労働争議をきわめて深刻な状態にまで追い込んだのであった。

以上のように、ロシア革命、米騒動そして大戦の終結という内外の新たな事態に直面して、日本労働運動の総師ともいべき友愛会は、ここに新しい転換期に直面したのであった。すなわち、大正7年、一方において友愛会内部における、とくに本部改革の気運がおこりはじめ、従来の会長の独裁制を廃止して、理事会による合議制への方向が確認されるとともに、大正9年、第8回大会において、日本労働総同盟と改称し、運動の目標も、労働条件の改善および参政権の獲得運動というより高次の段階に移行したことは、大正8年の7周年大会における主張からも明らかである。

友愛会の近代的労働組合への脱皮は、当然労働者階級のたかまりを反映すると同時に、これに照応するものとして、労働組合法の承認、治安警察法の改正および参政権の要求など、労働者階級の組織的な改良運動がはげしくなるとともに、これにたいして、国家権力もまた組織的な対応を示すに至った。そして大正期における労働組合法の制定をめぐる労資の関係および国家権力の介入の仕方は、まさしくわが国における社会政策の存在形態の特殊性を見事に浮き彫りにしているといえよう。

(3)

わが国における労働組合法の制定にまつわる歴史的な事実の究明や、その大正期労働運動との関

注(31) これについて代表的な研究としては、大前朔郎・池田信共著「日本労働運動史論——大正10年の川崎・三菱神戸両造船所争議の研究」1966年、日本評論社、がある。

連については、すでに幾多の輝かしい業績がある。⁽³²⁾大正デモクラシー史における画期的な労働組合運動の昂揚のなかで、この労働組合法制定をめぐる政府・資本家陣営および労働者階級のそれぞれの側において、これにたいしてどのような反応を示したか。総じてこの事件の発端から流産に至るまでの歴史的な過程を、史料を通じて実証的に明らかにすることはもちろん必要なことではある。しかしここではこれらの史実の認識の上に立って、この労働組合法制定運動が、わが国の独占資本主義段階における社会政策形成の視点よりみたととき、そもそもいかなる意義を担うものであるか、すなわち日本的な社会政策の類型というべきものがあるとするれば、それはこの運動の過程でどのような型を打ち出しつつあったか、この点について考察しようとするのである。

すでに指摘したように、明治30年代における農工商高等会議を中心とする工場法制定への動きは、ヨーロッパにおける独占資本主義の形成を背景としつつ、しかもわが国においては、産業資本主義の確立という前提のもとで、早激な発展をとげようとする日本資本主義の、軍事的・半封建的帝国主義への転化への途上において、軍事的見地と産業的見地との矛盾対立としてあらわれて、のちに明治から大正にかけてのわが国独占資本主義の形成途上において、この両者の抱合妥協として、いわば骨抜き工場法として結果したのであることはよく知られている。これは日本労働者階級の階級的・意識的な未成熟に照応するものであったが、第1次大戦後の新たな状況のもとで、工場法問題とならんで、より高次の、まさしく独占資本主義段階における社会政策としての組合の法認の問題が、労資関係の重要な争点となったことは、まことに当然といわなければならない。

大河内教授によれば、労働組合法案の登場も、労働力保護の観点から理解されるというのであるが、しかし独占段階においては、労働者階級の組織強化とならんで、労働運動には自由競争段階とは異なったある種の質的変化が伴わざるをえない。すなわち労働市場における客体として労働力、労働力販売者としての労働者階級から、主体としての労働力市場の強力なるコントローラーとしての組織として、資本に直接的に対決するものとしての存在となるのであって、その意味で、社会政策は依然として資本にとっての労働力確保の政策という本質をもつにもかかわらず、それはたんなる労働力の維持・保全および培養という社会改良的側面とならんで、これと裏腹の関係において治安対策的政策が提示されたのであって、このような社会改良と治安対策との無視しえない関連は、すでに自由競争の段階においては、後者がより一層の重要性をもち、社会改良のもつ政治的限界を露呈させるのである。そしてこの労働力政策が治安対策のもとに従属せしめられていく過程こそが、わが国における労働組合法案の運命であり、社会政策の特異な存在形態であったというべきで

注(32) これについては、西岡孝男「労働組合法案をめぐる十年間——日本賃労働史の一断面」、『日本の労使関係と賃金』(1966年未来社)所収。

渡辺徹「第1次大戦後の労働問題思想の推移」、『日本労働協会雑誌』1967年、9月、10月、11月、No.102~104、および「日本における労働組合法案の登場をめぐる——根本的再検討をめぐる」上掲誌、1966年、6月、7月、87~88号、池田信「第1次大戦期における労働組合運動の特質」(上掲誌、1968年2月、No.107)。なお松尾尊兌「大正デモクラシーの研究」青木書店、1968年。

ある。

わが国における労働組合法案の登場は、大正8年、内外にたかまる複雑なそして不安な政治・経済および社会状況を背景として、何よりもまず、友愛会を中心とする労働組合運動の本格的な展開に即応するものであった。大正8年(1919年)1月31日、小山松寿ほか36名は、衆議院において労働政策にかんする質問書を提出したが、その主旨説明のなかでつぎのようにのべている。

「過日床次内相の米騒動に関する原因観中にも、間接原因として、富豪階級の我儘放任の態度及び世界戦乱とその影響よりする所の思想の変革に因る階級闘争の結果であるという事を明言されている如く、思想の変革よりする階級闘争は米騒動の原因となり、権利思想の発達は、確かにそれらの問題を伴ったのである。ここにおいて資本家の温情主義に更に一步を進め、労資協同経営に対して政府はいかなる意見を有するや……。

次には治安警察法第17条の精神及びその解釈につき、内務省内の会議にて決定された所の方針なりと伝うる所のものによれば、積極的方針として労働組合にかんし、その第1案は今後起らんとする労働組合に対し、第17条を適用し極端に之を取締るべきか、第2案は將た反対にその発達を助成すべきか、第3案は其の中庸を取り、既成の組合及び自然に起り来る組合を善導すべきかの3案あった様なるが、床次内相が予算総会及び其の他分科会に於て答弁せられし所を觀るに、蓋し此の中庸案に其の意あるが如く見ゆ……。

又、川村警保局長は、治安法の為に労働組合法の発達を阻害するものではないと答弁された。併しながら、政府がいわゆる3案中の中庸案を執るとして、労働社会の自然の発達を認むる丈で此の団体を助成もしないが妨げもしない、其の儘にしておくこと云う方針であるとせば、更に其の答弁中どこかに労働者の団結が平穩に而も一工場会社内に於て発達するならば、これを歓迎するという意味の事が述べられてあった様に思うが、無干渉な歓迎とは矛盾する事はなきか。⁽³³⁾(傍点引用者)

政府の労働政策にたいするこの批判のなかでもっとも注目すべきことは、労働組合法案の制定の必然性と治安警察法との関連、とくにその第17条との関連をどのように処理するかを政府に迫っている点であって、これはのちに普通選挙法の成立との関連において重大な問題となったのであるが、労働組合法案が実は労働組合取締法案という性格を担わしめようとする意図が濃厚である。このような視点は、当時労働組合運動にたいしてある一定の理解を示したといわれる憲政会的立法案においてもまぬがれえなかつたのであって、たとえば憲政会総務大江翼が、つぎのようにのべていることから明らかである。

「世間には、労働組合の設置を以て、同盟罷業を奨励すとの誤解を有するものあり、この誤解を氷釈するは労働組合法を円滑に成立せしむる所以なればなり、労働組合なるものは固より前述の

注(33) 大原社会問題研究所「労働年鑑」(大正9年)215—217頁。

如く社会生存権を基礎として立つべきものなることは言を俟たず、而して其の直接の目的はいわゆる窮乏を防止するに在り。詳言すれば、(1)組合員の向上、(2)組合員の共助を目的とするものなり……同盟罷業は甚だ好ましからざる手段のひとつに過ぎざるなり……⁽³⁴⁾

江木は以上のように、労働組合の共済的機能を重視し、争議的手段を軽視することから、労働組合の組織について縦断組合論を否定し、横断組合を強調するのであるが、その証拠は共済組合としての労働組合を前提とし、そのためには小規模の縦断組合では十分に機能しえないことを主張するところに問題があった。すなわち、労働組合を共済機関のなかに埋没させようとする意図からの横断組合論であって、団体交渉や争議行動の主体としての役割については極度に警戒的であり、ひとたびストライキに及べば、治安警察法をもって臨めば足りるとするのである。

「既に組合を設くる以上は組合が其の目的を達成するの手段として甚だ好ましからざるものなるにせよ、同盟罷業なるもの起る事は已むべからざる結果なりと思惟す。従って同盟罷業に関して現に定め居れる期限について、自から組合法制定と同時に、相当の考慮を加うる必要ありと信ず。即ち治安警察法第17条の目的とせる暴行脅迫の手段による同盟罷工を処罰することは如何なる国においても之を必要とすると共に、社会の秩序を維持する点においても、該条項を除去するの不可なるを認むるものなり。」⁽³⁵⁾

開明専制的な労働組合観であって、内務省はこれにたいして、労働組合法案とは本質的に異なるところの労働委員会法案なるものを発表した。この法案が労働組合の法的承認の前段階として提案したという説明の背後には横断組合の発展を阻止し、これを企業内に封じ込め、労働組合の実質を奪おうとする性格のものであったことは、のちに明らかにされるであろう。第1条によれば、「常時50人以上の労働者を使用する事業にありては、1企業別組織に於て本法により、労働委員会を設置することを得」とあることから明らかである。⁽³⁶⁾内務省が、労働組合法案の提出を躊躇しつつ、あえて労資協調の機関を制度とするところの労働委員会法案を用意したのは、ひとつには縦断的労働組合を法認して、横断組合を崩壊させようとするひそかな意図に発するものであることは明らかである。⁽³⁷⁾しかしそれとならんで、縦断的組合法案の制定にふみきった場合におこりうるところの諸

注(34) 上掲219頁。

(35) 上掲220頁。

(36) 上掲222頁。

(37) 大正8年7月3日、政友会政務調査特別委員会において床次内相は、「労働組合に関しては、各工場毎に縦の組合を造ることは可なるも横の組合を組織することは日本の現状に於て好ましからず、且つ労働組合を禁止するの法律は存在せざるを以て自然の発達に任ずるを可とすべく、故らに法律を以て之を助長するの必要なし。また10月25日の同委員会の席上でも、「1工場毎に労働者側より幾人かの代表者を選定し、之が選挙資格としては6箇月位にても差支えなかるべきも、先づ大体1年以上の勤続者に之を附与することとし、次に被選挙資格者として2年乃至3年間同一工場に勤続せるものを以て之に充つることとし常に各工場に移動するものに対しては選挙権を与ふるの必要なしと信ず……。今日列国に其の实例なき第17条を廃止するを適当とせずやとの意見生ずべきも、余は我国の現状に鑑み之を存置するの要あるべしと信ず」(上掲878~879頁)。

外国からの非難、とくに国際労働会議の結果おこりうる事態の如何によっては、政府が窮地に追い込まれることを予想したからであり、本来的な労働組合としての横断組合法案を積極的に制定する意図はもたなかったものであり、いかなる意味においても、労働組合法をもって、治安対策の一環として考えていたことがうかがわれる。

かくして大正9年(1920年)には、内務省の労働組合法案、農商務省の職業組合法案、そして憲政会の労働組合法案と、三種の労働組合法案が提出されるのであるが、内務省が、「労働者がその共同の利益を保護するため、自然に発達し来た労働組合の事実を公認し、これに一定の保護を与るとともに、相当の責任をもって」作ったといわれるこの法案の第1条には、「本法に於て労働組合と称するは、労働条件の維持改善、組合員の共済、修養その他共同の利益を保護増進することを目的とする労働者15人以上の団体又はその連合をいう」と規定されている。そして以下22条から成っている。ここで注目すべきは、それまで労資双方の間にはげしい論議の対象となった縦断組合か横断組合かという問題が、この法案には明確には反映されておらず、企業内組合も横断組合もひとしく労働組合とみなされることになっており、その他の条項ではただ組合の設立手続き、その権限および責務を規定するにとどまる。これにたいし憲政会のそれは、その第1条において、「同種もしくは類似の企業又はこれに密接の関係を有する企業に従事することを目的とする労働者は、相集りて本法に依り、労働組合を設立することを得、同種もしくは類似の企業又はこれに密接の関係を有する企業の種類及び前項の労働組合に関しては主務大臣之を定む」と規定され、第2条には労働組合は、組合員相互の扶助その地位及び利益の擁護並に上進をもって目的とす、労働の条件又は報酬に関し、協同の行為を為し又は之が為の組合員の行為に制限を加うるは、前項目的の範囲内の行為と看做す」とされている。これによれば、「同種もしくは類似の企業又はこれに密接の関係を有する企業」という意味では、企業別の混合組合の連合体の組合か、または産業別の横断組合を主として指すようにみられる点が特徴的である。

これにたいして農商務省の職業組合法案は、第1条に、「同一または類似の職業に於ける使用者並びに労働者は、本法により職業組合を設立することを得、同一又は類似の職業における使用者並びに労働者及び使用者に付き亦同じ」と規定されている。この場合、職業組合とは、trade unionを邦訳したものと考えられるが、ただ使用者の団結をもそのなかにいれている点に、たんなる労働組合ではなく、職業組合として規定されている理由があるが、ともかくここでは、「同一又は類似の職業における労働者」という表現にみられるように、職業別横断組合を想定していることは疑いえない。将来におけるそうした状況を見とおしていたということが出来る。

以上3種の法案は、それぞれに特色をもち、その当時、膨脹発展の途上にありながらも、その強烈な自然発生性にたいして総同盟も有効適切な指導体制を確立しえない日本の労働運動にたいし、その機先を制して、指導権を握ろうとする国家権力の意図をよみとることができる。たとえば、農

商務省案の第14条は、職業別組合の決議もしくはその役員らの行為にして法令に違反し、公益を害し、その目的に違背した場合には、行政官庁は、(1)決議の取消、(2)役員らの解職、(3)解散、の処分を為す事を得ることを規定している。

同様なことは、内務省案および憲政会案の双方についてもいうことができるのであって、前者の場合は法人としての資格に必要な手続を細かく規定し、これに違背した場合は、第16条において、「組合の代表者その他の役員を50円以下の過料に処す。その届出又は報告を為すも実を以てせざるとき亦同じ」と規定されているように、すべて行政官庁が、組合活動に干渉し、場合によっては懲戒しうる権限をもっていることを示唆している。行政官庁の権限を強化し、労働組合を統制して、その牙を抜き、有名無実のものたらしめようという点では、憲政会案においてもかわることがなかった。その第23条には、「労働組合は、主務官庁之を監督す。主務官庁は何時にても理事をして、組合の事業及び財産に関する報告を為さしめ、組合の事業及び財産を検査し、其の他監督上必要な命令には処分を為すことを得」と規定している。

以上にみるように、この時期のわが国の労働組合法案は、実に労働組合取締法案としての性格を具えているのであって、これが真に労働者階級の自発的な下からの要求によってもり上げられ、国家権力および資本家側をして譲歩せしめた結果としておこったものではなく、実に国家権力をして頻発するストライキにたいする対抗的意図のもとに、労働組合の活動を規制しようとして提案されたものであることはもはや明らかである。それはまさしく治安警察法との密接な関連のもとに考慮されているのであって、そのような関連を重視するならば、これにたいして労働組合が積極的な関心を示すことなく、労働者階級運動の重要な目標としての性格を失ってしまったことはまことに当然であるといわなければならない。かくしてこの時期の労働組合法案は、治安警察法を補完し、労働者階級の自発的運動を抑制しようとする意図としての労働組合取締法案というべきであり、治安警察法との関連において、この法案の出現は、わが国の独占段階における社会政策の特異なパターンを例示する。

(4)

社会政策が、とりわけ独占資本主義段階においては、労働力政策と賃金政策をめぐる資本と賃労働の対立緊張の関係のなかで具体的な現象形態をとることは周知のところであるが、わが国の場合さきにみたように、労働組合法案と治安警察法とのからみ合いにみられるように、社会政策が何よりも治安対策的色彩を強く帯び、社会政策に伝統的な分配主義的政策は、ほとんど無視されつづけたのであった。イギリスおよびドイツにおける社会政策の発展は、団結権の法認および争議権のあ

明治以来、低賃金政策の徹底した遂行によって資本蓄積を強行し、独占段階に達した日本資本主義は、分配主義的政策には全く冷淡であったし、それゆえにまた労働組合の賃金引き上げ要求に対しては極端に高圧的な態度を持せざるをえなかったのである。まさしくこれこそが、労働組合が事実上 (de facto) 存在し、発展をつづけながら、第2次大戦以前においては一度も法認されなかった大きな理由のひとつであって、社会政策における分配主義的伝統の欠如しているわが国において、生産政策論的社會政策論の強調の導き出す結論の重要性がある⁽³⁹⁾のである。

従ってまた、内務省または農商務省案は、労働者階級の絶えざる警戒の念と反対の態度をもって迎えられたのであった⁽⁴⁰⁾。一方において、労働者側の消極的な態度と資本家陣営の側からする猛然たる反対によって、潰えなければならなかった労働組合法案の経過のなかに、われわれは、独占資本主義段階に達した日本資本主義の再生産構造の特殊性とこれを反映するものとしての国家権力と独占資本との特殊な結びつき、絶対主義的な資本家階級の態度——いわゆる専制的労資関係の顕在化——および労働組合運動の組織的分断化政策、総じて低賃金政策を楯杆とする海外市場への進出、軍事的帝国主義への転化をみる⁽⁴¹⁾ことができる。

1921年、国民党から提出された労働組合法制定にかんする建議案および憲政会の労働組合法案の衆議院における審議未了ののち、翌1922年、憲政会から再び同様の労働組合法案が提出され、また国民党から内務省案とほぼ同一の法案の提出があったが、いずれも衆議院において審議未了となつて終っている。1924年、第49議会においては、革新倶楽部より、労働組合法の急速な実施を求め、建議案が提出されたが、衆議院において審議未了⁽⁴¹⁾となった。つづいて政府は、1925年5月、一般政務調査のために行政調査会を設け、同調査会にたいし、社会局において立案した労働組合法を付

注(38) その社会政策についての具体的な事実は、小川喜一「イギリス社会政策史論」(1961年、有斐閣)および近藤文治「社会保険」1962年、岩波書店を参照。

(39) 従来、不毛であったとされる戦後における社会政策の本質論争の歴史的意義のひとつは、わが国における低賃金構造の基盤への深刻な理論的反省を含むことなく、社会政策の本質をもって生産政策のなかに解体しようとする大河内理論の反動性(=中立性)が暴露されたことであった。この点については、服部英太郎「国家独占資本主義社会政策論」未来社、1967年参照。

(40) 「当時、労働組合側を見るに、友愛会(今の日本労働総同盟の前身)は大正9年4月、神戸にて、組合公認、治安警察法第17条撤廃、罷工権、争議仲裁法確立を決議し、東京における労働組合同盟会(友愛会、信友会、正進会、交通労働組合、工人会、汎労会、啓明会の作った連合機関にして、大正8年より10年にかけて存在した)は、大正9年6月次の如き組合法案反対の声明を発表した。

『吾人は現存する労働組合と何等交渉を有せざる労働組合法の制定に反対するかの農商務省案と称するものは固陋旧式採るに足らず、内務省案と称するもの亦多くの陥穽を含む。而して何れも単に労働者の絶対権利たるべき団体交渉及び同盟罷業の自由を否認し、其一貫せる立法方針は、一に苛酷なる取締精神に立脚す。斯くの如きは徒に労働運動の正常なる発達を阻害し、徒に其の紛糾を激からしむるものと認む。是吾人の断じて同じ能わざる所以なり。若し夫れ詳細なる批判に至っては他日発表の機あるべし』(東京商工会議所「労働組合法に関する調査」昭和5年2月。商工調査第28号、48—49頁。但し、傍点は引用者)。

(41) 上掲、122頁。但し、この問題についての詳細は、大社会問題研究所「労働年鑑」、大正11年～昭和5年までを参照。出典は上記資料による。

議した。その要点は、第1条において、「労働条件の維持改善」と「組合員の共済修養其の他共同利益の保護増進」さらに組合の組織について、「労働者10人以上の団体又は連合」を規定し、また11条および第21条においては、雇用者又は代理人は、労働者が労働組合の組合員たるの故をもってこれを解雇することはできないこと、および雇用者又はその代理人は、労働者が組合員たるの理由でもしくは組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件とすることはできないとしている点、そしてさらに労働協約について規定し、一般に組合加入権の保護を徹底せしめ、雇用主側の違反者の処罰の強化と労働協約の規定においてみるべきものがあつたにもかかわらず、これにたいして資本家側ははげしく反対したのである。すなわち日本工業倶楽部は、「我が国産業の未発達並に経済状態の諸外国における劣勢に鑑み」、社会局原案の修正を希望し、とくに注目すべきことは、組合員の範囲を一事業所に限定しようとする意図を示し、もっとも重要な第12条および第21条の削除を要求したことは印象的である。これはあくまでも、労働組合を企業内に封じ込め骨抜きとし、且つ有名無実のものたらしめようとしたものであつた。労働総同盟が、これにたいし冷淡であつたことはけだし偶然ではない。

行政調査局は、社会局案にたいする資本家階級の反対が猛烈をきわめたので、これに修正を加え、更めて1926年(大正15年)2月第51議会にこれを提出した。これは団体交渉権の規定を削除し、且つ組合の連合体を否認するところのものであつたが、衆議院において審議未了となつた。その後、1927年2月、政府は前年の法案とほぼ同様な取締的な骨抜きの法案を第52議会に提出したが、またもや審議未了となつたのであつて、資本家団体の反対のはげしさを想うべきであろう。これより先、1925年、日本労働総同盟は、治安警察法第17条の撤廃を決議し、また一般世論の圧力も加わつて、ここに1926年4月、法律第58号をもって、同年7月1日より治安警察法第17条並びに罰則たる30条は廃止されることとなつた。これによって労働者側は、一応国家権力の抑圧から解放されて、団結権・争議権の確立を目的とする労働組合法の制定を下から盛り上げる気運に遭遇したかにみえたのである。果せるかな、1929年、社会民衆党は第56議会において独自の労働組合法案を提出し、大きな衝撃を資本家階級に与えた。これに対応して政府は、同年7月、社会政策審議会を設け、社会局はこれにもとづき成案をえたのであるが、もしこれが成立するならば、形の上ではわが国ははじめて、国際的にも第1級の資本主義国としての資格条件のひとつを具備するはずであつた。これが問題となるや、大阪商工会議所および大阪工業会を中心とする関西の財界は、労働組合の賠償責任および労働協約については、とくに規定する必要のない旨を訴え、大体において労働組合法の制定によって、きわめて制限された形ではあつたが、団結権の法認の態度を明らかにしたのに反し、日本工業倶楽部はこれにたいし、徹底的な反対の姿勢を示し、また日本商工会議所もほぼ同様の態

注(42) これについては、総同盟50年史、第1巻、880頁参照。

(43) 日本工業倶楽部の反対意見は、まことに徹底的であるというべきである。すなわち以下のようであつた。

「(a) わが国固有の労資関係より見て、即ち家族主義の延長とも見るべき、わが国固有の労資関係より見て外

度をとつたのであつた。⁽⁴⁴⁾ ここにおいて1920年以来、わが国労働問題史上、画期的な労働組合法案は資本家階級のはげしい反対にあつて挫折し、資本主義の全般的な危機の爆発としての世界大恐慌のさなかに雲散霧消し、かくして第2次大戦終了後まで、労働者階級の基本的な権利としての労働基本権は、完全な形で立法化されたことはなかつたのである。それはまた、いみじくも大正デモクラシーの挫折の過程であると同時に、早激な独占資本主義の軍国主義的ファシズムへの急速な傾斜を物語る歴史の一齣であつたともいえよう。

社会政策としての労働組合法は、何故に実を結ばずに終つてしまつたのであろうか。そこにはいくつかの興味ある理由が考えられるであらう。⁽⁴⁵⁾ まず第1に、労働者階級の意識的・階級的未成熟か

来的労働組合法の規定は、労働思想を矯激、非協調的ならしめ、又、多くの組合員以外の労働者を保護する所では無い。

(b) わが国産業の未発達に鑑み、又社会状態の異なるわが国に外国法を其のまま移植するは当を得ない。

(c) 労働争議取締に関する特別法なき我が国に、今、労働組合法制定は危険である。

(d) 今次政府が、社会政策審議会の答申に基いて立案した労働組合法案を見るに、

(1) 汎く一般的組合をも保護せんとするは労資闘争を激発する。

(2) 労働組合の範囲を労働者に限ることなく、組合の役員または役員たりし者及び総会の決議に依り、許す場合には、公然所謂職業的労働運動者の介入を許すこととなる。

(3) 労働組合員たるの故を以て労働者を解雇し、又はその雇入を拒むことを得ずと為す規定は、労働者の加入せる組合の主張及び行動が、矯激にして産業の発展を阻害し事業の規律統制を察するものある場合、又危険なる思想を事業内に宣伝するものある場合に於ても、事業主は之を如何ともする能わざるに至るべく又事業内に二個以上の組合ありて、相せめぐ場合ひとつの組合を存して他の組合員を解雇する事も不可能となり、この法規の為に紛議頻発し到底円滑なる事業の経営を為すこと能わざるに至るであらう。

(4) 労働争議に因る雇用上の損害の賠償に付ては、現行の法制の運用に委し何等差支へはない。

(5) 「組合員の専恣のため一般組合員の利益を侵害することなからしむる事、組合が思想的又は政治的運動を為し又は之に加わるを禁ずること、組合が共済的事業を兼営する場合に於て、資金を争議に流用すること、其の他組合の弊害を防止する上に於て、同時に考究を要する事項多々あり、此等の規定を欠くは甚だ不満である。

労働組合の如く産業組織の根本に重大なる影響を及ぼす制度は少くともわが国に於ては暫く之を自然の推移に委すが時宜に適したものである。急速今日、労働組合法を設けることに対しては絶対に反対である」(東京商工会議所「労働組合法に関する調査」65~66頁)。

(44) 東京商工会議所は、会頭藤田謙一の名前でつぎのような意見を提出している。

労働組合法案=関スル建議

我国産業及ビ労働界ノ現状ニ於テ労働組合法ヲ制定スルコトノ可否ニ就テハ未ダ國論ノ掃一ヲ見ルニ至ラザルノミナラズ、今次政府ガ議會ニ提案セムトスルヤニ伝ヘラレタル労働組合法案ノ内容ニ就テハ、其ノ重要ナル点ニ於テ我國産業界ノ実情ニ適合セザル点少カラズ、而カモ政府ハカ、ル重要法案ヲ我が国産業界ノ責任アル代表的意見ヲ顧ミズンテ、急遽之ヲ決定セントスルハ頗ル妥當ニアラズ、依ツテ政府ハ此ノ際際然労働組合法案ヲ議會ニ提案スルコトヲ中止スルト共ニ、将来此ノ問題ヲ審議セラルルニ當リテハ必ず予メ商工会議所ハ勿論其ノ他重要ナル産業代表者ニ諮問シ最モ慎重ナル方法ヲ講セラレムコトヲ希望ス。右本會議所ノ決議ニ依リ此段建議仕候也」(前掲書247頁)。

(45) 風早八十二もつぎのようにのべている。

(I) 広汎な前資本主義的生産-労働関係(農村の半封建的生産関係、広汎なマニユファクチュア乃至中小経営の不可避性とその原生的労働関係、鉱業における原生的労働関係を中軸とするが、単にそこだけでなく、体制的なものとして大経営においても反映している)の依然たる残存が、わが国古来の淳風美俗を理由とする、いわゆる慈恵型労働政策に余地を与え、これが、自主性を妨げる要因となっている。

らくる主体的な力の弱さがあげられねばならない。友愛会は日本労働総同盟と改称して本格的な労働組合運動への逞しい足どりをもって歩みつづけたとはいえ、その指導は、主としてインテリゲンチヤ、キリスト者などの知識階級に依存することが多く、平沢計七、松岡駒吉、西尾末広らの例外を除いては、みずからの階級の内部からその指導者を輩出させるまでには到底至らなかったのである。こうした幼弱こそ団結権の意義についての認識を妨げたのであって、対立物としての治安警察法についても、その全面的撤廃ではなく、わずかに第17条の廃止をもって満足しなければならなかった点こそ、これを如実に物語っているといわなければならない。このような弾圧立法にたいして抗争する場合の不徹底な態度こそ、やがて普通選挙法の実施にともなって、むしろこれとひきかえに、治安維持法として改悪させる結果を生んだのである。

しかしながら、このような主体的な条件とならんで客観的諸条件もまた無視されてはならない。事実上、本格的な労働組合運動としての途を歩みつづけた労働者階級にとっては、法としての労働組合法の制定よりも、日常的な体験としての工場内における団体交渉制の確立、工場委員制度に切実な関心もたれたことは当然であって、労働組合法の制定は、政府すなわち内務省および農商務省の異常な努力にもかかわらず、労働者側がとった受動的な態度は、これに由来するものであった。そしてこのような労働者の反応は、同時に企業内意識を育てようとする資本家の政策に癒合し易い側面をもっていたことは当然である。かくして、労働者階級の労働組合法制定への関心の消極性は、資本家側のILO条約の懸念からする労働組合法案への消極性と奇しくも一致するものであり、その意味で労働組合法の流産は、独占資本主義段階における日本の社会政策の運命を象徴的に暗示するものであったとはいえないであろうか。資本家階級が、社会政策をもって、治安対策に従属せしめたように、労働者階級もまた社会政策にたいして、対立物としての要素を発見したのであった。1921年以後における労働者階級に対する社会主義・無政府主義あるいはギルド社会主義の潮流の影響とこれにたいする先進的労働者の社会改良にたいするのとはおよそ比較にならぬほどの高い評価を見出したのであった。絶対主義的権力構造と前近代的な精神状況の残存のなかで、急激な資本主義の発展をとげたわが国においては、階級的に未成熟である労働者階級は、労働組合運動の社会主義運動からの区別、前者の后者からの相対的独自性の意義を明瞭に認識しえなかったとしても不思議ではない。そのような誤まれる認識は、また資本の対労働者政策にも手をかす結果となった。かくして独占資本主義段階におけるわが国の社会政策は、はげしい社会主義運動の激流のなかで、社会改良の意味を見失わなければならなかったのである。

(II) 戦前より継承された治警型労働政策、および戦後におけるその発展としての治維法乃至労働争議調停法型の——昭和7年以後ナチス型の方向をとっているところの——労働政策。

(III) 資本家の弱体化と、労働政策の強化。一般的停滞の上に進展せる、1920年以後のわが国の恐慌頻発は、資本家を弱体化したが、そのことはかえって対労働者階級の攻撃を促進した。

(IV) 労働者階級の機構的な未熟より生れた戦術における右翼的もしくは左翼的日和見主義。

法人税帰着の実証分析

—マークアップ・時系列モデル: Gordon モデル—

古田 精司

- (1) まえがき
- (2) 代表的企業のマークアップ価格決定と利潤
 - A. 代表的企業のマークアップ価格決定式: 法人税が存在しないケース
 - B. 法人税が導入されるケース
- (3) 転嫁度の推定 (I): 製造業部門——とくに K-M との比較——
- (4) 転嫁度の推定 (II): 産業別
- (5) 転嫁度の推定 (III): わが国のケース

(1) まえがき*

R. J. Gordon のモデル (以下 G-モデルと略称) は、K-M-モデルの分析帰結である法人税の短期的過剰転嫁を一方では批判する目的で、また他方では、K-モデルの集中度を指標とする分析帰結である完全転嫁を批判する目的で構成され、その分析帰結はかれらとは逆に、アメリカの製造業において法人税の短期的前転はありえないという結論に到達している。G-モデルの分析視角は、K-M-モデルがその分析帰結を解釈するさいに仮定したマークアップ価格決定が、必ずしも自動的に法人税の前転をもたらすとは限らないという疑念から生れている。そこでかれの分析手法は、一方ではK-M-モデルと同様、従属変数として法人収益率および分配率をとった戦前・戦後の時系列回帰式を組むが、他方ではK-M-モデルとは異なり、モデル内の独立変数はマークアップ価格形成を実施する企業のありうべき利潤決定行動式から選ぶところに特色がある。これにより独立変数としての法人税率の回帰係数は、企業が税率の引上げに対応して、果してマークアップ・マージンを引

* 小論はわが国の法人税転嫁を実証的に追求するため、ゴードンが合衆国製造業を中心にテストを試みたモデルをわが国のそれに適用しその有効性を吟味したものである。同様の吟味は Krzyzaniak-Musgrave (K-M) モデル、Kilpatrick (K) モデルについても実施された。これらモデルの相互について比較・検討できれば幸いである。なおゴードンモデルについては参考文献〔3〕、Kilpatrick モデルは〔9〕、Krzyzaniak-Musgrave モデルは〔10〕を参照。

Kilpatrick モデルのわが国法人税の適用については、拙稿『法人税の帰着分析 (I)』電力中央研究所大手町研究所一般経済研究室資料、1969。Krzyzaniak-Musgrave モデルのそれについては、拙稿『わが国の法人税転嫁と企業規模別税負担の格差』慶応義塾経済学会経済学年報 8, 1965。を参照。ゴードン・モデルのわが国法人税帰着計測への適用については、黒田昌裕氏の並々ならぬ御尽力をうることができた。記して深く感謝の意を表したい。